

豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク
「豊田みよしケアネット」利用規約

第一章 総則

(目的)

第1条 本規約は、地域医療機関、歯科、薬局、介護施設、訪問看護ステーション、在宅介護サービス提供者等及び行政の参加者による豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク「豊田みよしケアネット」に関して必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑に運営することを目的とする。

(豊田みよしケアネットの定義)

第2条 本規約において豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク「豊田みよしケアネット」(以下「豊田みよしケアネット」という。) とは、豊田市及びみよしの在宅療養患者等や高齢者等(以下「対象者」という。) のプライバシー保護を厳重に図りながら、在宅療養等に必要な情報を、当地域における医療機関、歯科、薬局、介護施設、訪問看護ステーション等及び行政が、在宅サービス提供者間を結ぶネットワークで共有し、診療・検査や日々のケア等から得られた多くの情報を元に多職種連携を図り、対象者に質の高い医療・福祉サービスを提供することを目的としたツール(電子@連絡帳システム)を提供するものと定義する。

(サービス内容)

第3条 豊田みよしケアネットは、次のサービスを提供する。

- (1) 豊田みよしケアネットの利用者相互間で、電子@連絡帳システムを用いて、利用施設の受診時や治療歴の情報、治療経過やその効果、薬の重複投与の防止、種々の検査データなどを共有する地域包括ケアシステムサービス
- (2) 豊田みよしケアネットの利用者情報、利用者に対する通知情報等を公開するポータルサイトサービス
- (3) その他、第1条の達成に必要なサービス

(サービスの運営)

第4条 前条に定めるサービスの運営は、豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク協議会(以下、「協議会」という。) が行い、同サービスのシステムの運用管理その他サービスの運用管理に関する業務は、協議会の事務局である豊田市及びみよし市(以下、「サービス運用者」という。) が行う。

2 豊田みよしケアネットの運用管理にかかる業務については、外部の事業者に委託することができる。

3 前項に基づき豊田みよしケアネットの運用管理を委託された事業者(以下「契約事業者」という。) は、本規約、別に定める業務委託契約書及びセキュリティポリシーに基づき、豊田みよしケアネットの運用管理を適切に行うものとする。

(システム使用料)

第5条 外部の事業者等に委託するなどして発生したシステム使用料については、サービス運用者で精算を行うものとする。

(システムの運用管理)

第6条 サービス運用者は、豊田みよしケアネットのシステムの運用管理を契約事業者に委託する。

2 契約事業者は、本規約及び別に定めるシステム運用管理業務セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）に基づき、豊田みよしケアネットの運用管理を行うものとする。

第二章 利用に関する事柄等

（利用施設等の範囲）

第7条 豊田みよしケアネットを利用できる機関又は機関に属する施設（以下「施設等」という。）は、別紙1に規定するとおりとする。ただし、協議会が別に認めた場合は、この限りでない。

2 前項における施設等において、豊田みよしケアネットを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、当該利用施設等に属する者のみとする。

3 施設等は、必要が認められる場合、広域連携協定を締結した電子@連絡帳ネットワークシステム（以下「他ネットワーク」という。）登録機関間で患者情報等を共有することができる。

（1）豊田みよしケアネットに登録された患者情報等の取扱い

豊田みよしケアネットに登録された患者情報等を、他ネットワークの利用施設等に共有して連携する場合、他ネットワークの利用施設等は、豊田みよしケアネットの利用規約を遵守しなければならない。

（2）他ネットワークに登録された患者情報等の取扱い

豊田みよしケアネットの利用施設等が、他ネットワークに登録された患者情報等を共有して連携する場合、豊田みよしケアネットの利用施設等は、患者が登録された他ネットワークの利用規約を遵守しなければならない。

（利用の申請）

第8条 豊田みよしケアネットの利用を希望する施設等は、ポータルサイトから、当該施設における責任者（以下「利用施設管理者」という。）を明示した上で、オンラインでサービス運用者に利用申請を行う。

（施設内における周知）

第9条 利用施設等は、豊田みよしケアネットを利用している旨を施設内に掲示するなど、広く対象者への周知に努めなければならない。

（利用権の設定）

第10条 利用施設管理者は、新たにサービス運用者により承認されたアクセスコードを用い利用者管理システムを使用して、利用者の個人毎に専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）と暗証番号（以下「パスワード」という。）の付与を行う。

2 利用施設管理者は、ユーザーID及びパスワードの付与にあたり、別紙2をサービス運用者へ提出する。

（利用者の遵守事項）

第11条 利用者は、別紙3に規定する事項について遵守しなければならない。

(利用環境の整備)

第12条 利用施設等は、豊田みよしケアネットを利用するために必要な通信機器、コンピュータ、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となるすべての機器及び接続用通信回線、インターネットプロバイダ契約等について、自己の費用と責任において整備するものとする。

2 整備する機器及びその仕様については、ポータルサイト等に掲載するとおりとする。

(申請内容の変更等)

第13条 利用施設管理者は、人事異動その他の状況変化により申請した内容に変更が生じた場合は、アカウント管理システムにより、速やかに変更登録を行わなければならない。

(利用の廃止)

第14条 利用施設等が豊田みよしケアネットの利用を中止する場合は、ポータルサイトからサービス運用者に対してオンライン中止申請を行う。

(ユーザーID、パスワードの再発行)

第15条 利用者は、自己のユーザーID又はパスワードが不明となった場合は、利用施設管理者の責任においてオンライン再発行をする事ができる。

2 前項の場合において、オンラインによる手続きが困難な場合には、利用施設管理者の責任のもと、サービス運用者へ当該IDの利用停止と、新たなユーザーID及びパスワードの付与を依頼する事ができる。

(利用に関する問い合わせ)

第16条 利用者は、豊田みよしケアネットの利用に当たり、利用方法、ユーザー情報、障害時の対応等について不明な点、疑問点等が発生した場合は、サービス運用者へ問合せができる。

第三章 サービス内容

第一節 電子@連絡帳システム

(連携方法)

第17条 利用者が豊田みよしケアネットによって連携した情報は、セキュリティポリシーに対応したストレージ領域に保管され、アクセス許可のある利用者のみ内容にアクセスする事ができる。

2 内容を確認する利用者は、利用者毎に配布しているユーザーID及びパスワードにより豊田みよしケアネットにアクセスし、アクセス許可を与えられた情報の内容を表示することができる。

(対象者の同意等)

第18条 利用者は、対象者に関する情報を、豊田みよしケアネットを利用して他の利用者に提供するために取得する場合は、別紙4を用いて、対象者本人の同意を得るものとする。ただし、令和2年3月31日までに既に対象者本人の同意を得ている場合は、改めて対象者本人の同意を得る必要はないものとする。

- 2 利用者は、令和2年3月31日までに登録された対象者に関する情報を、他ネットワークを利用して他の利用者に提供する場合は、別紙4を用いて、対象者本人の同意を得るものとする。
- 3 前項の場合において、対象者が未成年又は成年被後見人である場合は、同項の規定にかかわらず、その法定代理人の同意を得るものとする。
- 4 前3項の同意を得ることができない場合は、利用者が第1項の規定による情報の提供が明らかに対象者の利益になると判断するときに限り、取得した情報を提供することができるものとする。この場合においても、できる限り対象者の家族その他関係者の同意を得ること等により対象者の利益になることを明らかにするよう努めるものとする。
- 5 豊田みよしケアネットに保管された情報について対象者から削除の申し出があった場合は、利用者はこれに応じなければならない。
- 6 前項の削除の申し出を受けた場合は、利用者が電子@連絡帳システムで所定の操作を行い当該情報の削除を行う。

(利用施設等間の契約)

第19条 豊田みよしケアネットの利用者が他の利用者に対して医用画像データ、対象者情報の一部等を送信しその支援を依頼する場合の支援の内容、支援に対する報酬等については、当該利用施設等間の個別の契約により定めるものとする。

(診断支援等の責任)

第20条 利用者が豊田みよしケアネットを利用し支援依頼を行った場合は、他の利用者から受けた診断支援結果の採否は、依頼を行った利用者が自らの責任において行うものとする。

- 2 前項に関して、依頼を行った利用者と当該対象者又は第三者との間の紛争並びに依頼を行った利用者と支援を行った利用者との間の紛争については、サービス運用者及び契約事業者は責任を負わない。

(連携情報の保管期間)

第21条 豊田みよしケアネットによって連携された情報は、豊田みよしケアネット内へ発信した日から起算して5年間保管する。

- 2 利用者は、前項で保証された当該情報を閲覧できるものとする。

(連携情報の取扱い)

第22条 豊田みよしケアネットにより連携された情報は、診療情報の参照情報として扱うものとする

- 2 診療情報の原本については、豊田みよしケアネットは取り扱わないものとし、利用者が法令等に従い責任をもって別途管理するものとする。
- 3 豊田みよしケアネットが取り扱う診療情報の内容については、サービス運用者及び契約事業者はその完全性、正確性、適用性、有用性等の如何なる面からも保証しない。ただし、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に示されている電子署名を施したデータに関しては、完全性と正確性は担保される。

第二節 ポータルサイトサービス

(公開する情報)

第23条 ポータルサイトサービスは、不特定多数の閲覧者がパソコン端末等を使用して自由にアクセスできるものとし、豊田みよしケアネットの概要や利用者の紹介等を掲載し、広く一般に公開するものとする。ただし、公開目的が利用者に限られた情報については、認証機能により利用者以外からの閲覧を禁止する。

(利用者情報の公開)

第24条 ポータルサイトサービスで一般公開する利用者情報は、利用者の施設名、担当者名、施設の状況等とする。

- 2 利用者は、第8条で定めた豊田みよしケアネットの利用申請と同時に、アカウント管理システムに登録されている自らの施設の情報を提供するものとする。
- 3 利用者は、自らの情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

(利用者限定の情報)

第25条 利用者のみが閲覧できる情報は、サービス運用者が利用者のみに通知したい情報及び第三章第一節に規定した情報とする。

- 2 サービス運用者は、通知情報を通告なしに削除することができる。

(公開情報の管理)

第26条 サービス運用者は、掲載情報の更新など公開情報の管理を行うものとする。

第四章 豊田みよしケアネットの運用

(ユーザーID、パスワードの管理運用)

第27条 利用者は、利用施設管理者より付与されたユーザーID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を持つものとし、自己のユーザーID及びパスワードにより豊田みよしケアネット上でなされた一切の行為及びその結果については、利用者が責任を負うものとする。ただし、ユーザーID及びパスワードが第三者の知るところとなり、結果として対象者に係る診療情報等のデータが保護されない場合には、関係法令の規定により法的責任が問われるおそれがあるため、利用者及び利用施設管理者は、細心の注意をもって管理しなければならない。

(利用者の機密保持の責任)

第28条 利用施設管理者は、ヒューマンエラー、窃盗、詐欺、システムの誤使用等を回避するため、利用者の責任を明確にするとともに、利用者個人に機密保持の責任を持たせるものとする。

- 2 利用者及び利用施設管理者は、豊田みよしケアネットの利用申請と同時に、豊田みよしケアネットで取り扱う情報に対するセキュリティ対策を講じるものとする。
- 3 利用者及び利用施設管理者は、豊田みよしケアネットで取り扱う情報について、個人情報保護法、豊田市及びみよし市個人情報保護条例等を遵守するとともに、機密保持の責任を負うものとする。

(利用者の教育)

第29条 豊田みよしケアネットの利用者が、本規約及び諸規程を遵守するため、利用施設管理者は、原則として利用者へのセキュリティ教育を定期的に（年1回程度）実施するとともに、重大なセキュリティ事故等に対しては必要の都度、実施するものとする。

2 前項のセキュリティ教育について、契約事業者は必要となる情報の提示等の協力を行うものとする。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第30条 利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、独自にその事故又は欠陥の解決を図らず、速やかに契約事業者へ報告を行い、その指示を仰ぐこととする。その内容の重要度に応じて契約事業者はサービス運用者へ報告を行うものとする。

2 サービス運用者は、前項の報告を受けた際、必要に応じて臨時の協議会を招集し、事故防止の対策を検討するものとする。

3 契約事業者は、利用施設管理者からセキュリティ事故及びその防止対策の検討を依頼された場合は協力をを行うものとし、その結果、利用施設内の詳細調査、機器の購入、設定が発生する対策を行う必要が生じるなど契約事業者の協力範囲を超える場合は、契約事業者は利用施設管理者へ別途見積を提示し、その費用を請求することができる。

(利用者意識の高揚)

第31条 利用者は、情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、机上の整理整頓、不在時の端末オフを実施するとともに、端末から個人が直接指示できる外部からのダウンロード、電子媒体からの入力、電子メールの操作などについては、特段の注意を払わなければならない。

(正式な手続きのソフトウェア使用)

第32条 豊田みよしケアネットで取り扱う情報処理システムを保護するため、利用者は個人的な行動を抑制し、外部から調達したソフトウェアは、ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し、検証済のものを使用するものとする。

(コンピュータウィルス対策)

第33条 利用者は、ウィルス対策ソフトウェアを導入するものとする。また、その維持管理については利用施設等において責任をもって実施する。

(移動可能な媒体の取扱い)

第34条 利用者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏えい及び事業活動の妨害を防止するため、取り扱う移動可能な媒体（CD、DVD、印刷された用紙など）については、各利用施設内で一定の取り決めをし、利用、保管及び廃棄を行うものとする。

2 前項にて、万一情報の漏えい等により、何らかの損害が発生しても、サービス運用者及び契約事業者はいかなる責任を負わないものとする。

(サービス内容の変更)

第35条 サービス運用者は、豊田みよしケアネットのサービス内容について、契約事業者と協議した上で、必要と認めた場合に適宜変更することができるものとする。ただし、サービス内容の変更を行った場合は、契約事業者は、利用者へ変更した旨を、広報サービス等を通じて確実に周知するものとする。

(利用権の一時停止等)

第36条 サービス運用者は、ユーザーIDの漏えい、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、当該利用者の了承を得ることなく当該ユーザーIDの使用を一時停止することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者がユーザーIDの使用を一時停止することができる。この場合、契約事業者は、停止後できるだけ速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。

3 前2項により当該利用者に損害が発生した場合、サービス運用者及び契約事業者はいかなる責任も負わないものとする。

4 サービス運用者は、第1項又は第2項の規定によりユーザーIDの使用を一時停止した場合は、協議会に報告するものとする。

(データバックアップ作業に伴うサービス停止)

第37条 豊田みよしケアネットのシステム内に保管されている情報については、契約事業者において毎日及び毎月定められた日時にデータのバックアップ処理を行う。

2 前項の毎月のバックアップ処理については、契約事業者がサービス運用者の承認を受け予め定められた日時に行うものとし、豊田みよしケアネットのすべて又はその一部のサービスを停止することができるものとする。

3 契約事業者は、前2項の内容を予め広報サービスにより利用者に公開するものとする。

(サービスの一時停止)

第38条 サービス運用者は、次のいずれかが起こった場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に豊田みよしケアネットのサービスを停止することができるものとする。

(1) システムの保守を緊急に行う必要がある場合

(2) 火災、停電等により、ネットワークシステムの維持及びサービスの提供ができなくなった場合

(3) 天災又は不慮の事故により運用が不可能になった場合

(4) その他、運用面又は技術面の問題により、契約事業者が一時的な停止が必要と判断した場合

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が一時的に豊田みよしケアネットのサービスを停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。

3 第1項及び第2項により利用者に損害が発生した場合、サービス運用者及び契約事業者はいかなる責任も負わないものとする。

4 サービス運用者は、第1項又は第2項の規定により一時停止を行った場合は、協議会に報告するものとする。

(サービスの中止)

第39条 サービス運用者は、協議会において協議した上で、利用者に少なくとも3か月前に予告をした上で、豊田みよしケアネットのサービス提供を中止することができる。

(禁止行為)

第40条 利用者は、豊田みよしケアネットの利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反すること。
- (2) 犯罪的行為に結びつくこと。
- (3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害すること。
- (4) 他の利用者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害すること。
- (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷すること。
- (6) 本規約に違反すること。
- (7) 利用登録時に虚偽の申請を行うこと。
- (8) 入力されている情報の改ざんを行うこと。
- (9) ID又はパスワードを不正に使用させること。
- (10) 豊田みよしケアネットの運営を妨害すること。
- (11) その他協議会が利用者として不適当と判断したこと。

- 2 利用者が前項のいずれかに該当する場合、サービス運用者は、協議会において協議した上で、当該利用者に事前に通知又は催告することなく、利用者としての資格を停止することができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、契約事業者が利用者としての資格を停止できる。この場合、契約事業者は、停止後速やかにサービス運用者に報告をしなければならない。
- 4 利用者が第1項各号のいずれかに該当することでサービス運用者又は契約事業者が損害を被った場合、利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

第五章 その他

(実験・開発目的での利用)

第41条 各種研究・開発、新規技術導入検証等において、豊田みよしケアネットを実証実験に利用する場合、当該実証実験を行おうとする者は、協議会の承認を得るとともに、協議会の指示した利用条件を遵守しなければならない。

(規約の変更及び諸規定の制定等)

第42条 サービス運用者は、協議会において協議した上で、利用者の上承を得ることなく、本規約の変更及び諸規程の制定、改廃を行うことができるものとする。

- 2 前項の場合において、サービス運用者は、必要に応じて契約事業者と協議するものとする。
- 3 第1項の変更等を行った場合は、契約事業者は、利用者へ変更した旨を、ポータルサイトサービス等を通じて確実に周知するものとする。

附 則

本規約は、平成29年4月13日から施行する。

附 則

本規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、令和3年11月15日から施行する。

別紙1（第7条関係）

利用施設等の範囲

1	豊田加茂医師会に属する施設
2	豊田加茂歯科医師会に属する施設
3	豊田加茂薬剤師会に属する施設
4	老人福祉法又は介護保険法の規定に基づきサービスを提供する施設・事業所
5	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づきサービスを提供する施設・事業所
6	児童福祉法の規定に基づきサービスを提供する施設・事業所
7	生活困窮者自立支援法に基づき支援を行う施設・事業所
8	豊田市障がい者相談支援事業所
9	豊田市地域包括支援センター
10	みよし市障がい者相談支援事業所
11	みよし市地域包括支援センター
12	豊田市
13	みよし市
14	その他協議会で認められた機関又は施設

別紙2（第10条関係）

豊田みよしケアネットの利用登録に係る誓約書

年 月 日

豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合
ネットワーク協議会 会長 様

豊田みよしケアネットの利用において、利用規約及びセキュリティポリシーを遵守することを誓約
します。

施設名	
施設所在地	〒
連絡先	
施設管理者	
利用者 (氏名、職種)	
備考	

別紙3（第11条関係）

豊田みよしケアネットを利用する者は、以下に定める事項を遵守しなければならない。

- ・ 誕生日や電話番号など容易に推測される文字列をログインID及びパスワードとして設定しないこと。
- ・ パスワードは英数字8桁以上とすること。
- ・ ログインID及びパスワードを年1回は変更すること。
- ・ ログインID及びパスワードを入力する際は、入力短縮のための保存機能を利用しないこと。
- ・ ログインID及びパスワードを記載したメモ等を他人に見える位置に置かないこと。
また、利用するパソコン等にも保存しないこと。
- ・ アカウントを複数人で共有しない。
※ 一人一アカウント発行し運用すること
- ・ 離席する際などは、必ずログアウトして本人以外が閲覧することを防止すること。
- ・ 豊田みよしケアネット上でやりとりされた情報（添付データ等）について、インターネットに接続されたパソコン等に保存しないこと。
- ・ 利用を終了するときは、ログアウトボタンを押下して接続を終了すること。

豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク 「豊田みよしケアネット」 説明書・同意書

当機関は、あなたが住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を続けていくことができるよう医療・介護・福祉の面から支援するために、豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク「豊田みよしケアネット」に参加しています。

病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業所、地域包括支援センター、行政等が電子@連絡帳システム（多職種情報共有基盤）を活用して連携し、よりよい支援を提供するものです。以下の主旨をよくご理解いただいた上で、ご同意ください。

1 ネットワークの目的

このネットワークは、プライバシー保護を厳重に図りながら、上記医療・介護・福祉サービス提供者間をネットワーク接続して対象者の情報を共有し、多職種連携することによってよりよい支援を提供するものです。

2 個人情報の管理

このネットワークは、厚生労働省が定める「医療機関情報システムの安全に関するガイドライン」に基づく運用で、ネットワーク上の個人情報を保護しています。

また、情報共有の停止を希望される場合は、問合せ先にご連絡ください。

3 使用する個人情報

- ・氏名、住所、生年月日、性別、連絡先、家族状況などの基本的な情報
- ・要介護度、サービス利用状況、疾患、身体状況、服薬状況
- ・在宅療養、生活支援での要望や留意点
- ・食事摂取状況、排せつ状況、衛生状況、家屋状況

支援において必要なこれらの情報を豊田みよしケアネットにおいて使用いたします。

4 個人情報を共有する機関

あなたの支援チームを構成する担当者及び機関は、豊田みよしケアネット利用施設（病院、診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、介護保険事業所、地域包括支援センター、行政等）及び広域連携協定を締結した電子@連絡帳登録機関の中から決められ、情報共有する対象機関となります。

5 その他

このネットワークへの個人情報の提供は、あなたの自由な意思によります。このネットワークについて説明を受け、目的、意義、安全性の確保等に納得された方のみご参加いただいています。もし、個人情報を提供されなかった場合や途中で個人情報の提供を取りやめた場合でも、今後の診療や介護サービス等に何ら不利益を被る事はありません。

豊田みよしケアネットを多職種で活用し、よりよい支援の提供を目指しているため、所属施設が違うスタッフも支援チームの一員として情報共有ネットワークの対象とさせていただきます。

私は、豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク「豊田みよしケアネット」の主旨や内容を理解したうえで、個人情報を提供することに同意します。

年 月 日

本人ご署名

※ご本人が同意困難な場合は下記をご記入ください。

(ご本人名)

(ご家族等の署名)

(続柄)

以下は、説明者記入欄です。

☐説明者の所属・氏名

説明者 所属

氏名

☐かかりつけ医への確認

確認した医療機関・かかりつけ医

※同意書を電子保管する場合

説明者は、本説明書及び同意書の原本をスキャナー等で読み取り、豊田みよしケアネットに電子保管してください。原本は、ご本人にお渡しください。

※同意書を電子保管しない場合

説明者は、本説明書及び同意書の原本を1部コピーし、コピーを事務局に提出し、原本をご本人にお渡しください。

【お問い合わせ先】

☐豊田市内

〒471-8501 豊田市西町3-60

豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク協議会

事務局 豊田市福祉部地域包括ケア企画課

電話(0565)34-6787

☐みよし市内

〒470-0295 みよし市三好町小坂50

豊田市みよし市在宅医療・介護・福祉総合ネットワーク協議会

事務局 みよし市福祉部長寿介護課

電話(0561)32-8009